

令和5年度 船橋市立三山小学校課外部活動方針

令和5年4月

1 学校教育目標

夢を持ち、たくましく生きる子を育む

2 基本方針

学校教育の一環として課外部活動を通し、自ら学び、心豊かでたくましく生きる子どもの育成を目指し、同好の児童による文化・スポーツ的活動の場を設ける。

3 課外部活動の意義

- (1) 音楽や運動に興味と関心を持つ同好の児童が、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす。
- (2) 部活動は児童が授業で体験し、興味・関心を持った学習を更に深く体験するとともに、授業で身に付けた技能等を発展・充実させることができるものである。
- (3) 音楽やスポーツを生涯にわたって親しむ態度を育て、心身共に健康で文化的な生活を営む資質や能力を育てる。
- (4) 学級や学年を離れて児童が活動することにより、児童の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師・指導者と好ましい人間関係を形成する。

4 今年度設置課外部活動・参加対象児童

- (1) 本校に在籍し各部が示す活動に参加可能な児童
※習い事をする場合は、活動日や時間が被らないように調整する。
- (2) 参加について保護者の同意がある児童
- (3) 年間部活動
○合唱部(男女)・・・3～6年児童対象
- (4) 期間部活動
○陸上部(男女)・・・5・6年児童対象
○駅伝部(男女)・・・5・6年児童対象

5 活動計画の作成

・課外部活動指導者は、毎月の活動計画(活動場所・時間・休養日等)を作成し、管理職の決裁を受ける。決裁後、所属の児童に配付する。

6 適切な指導の実施

- 校長及び課外部活動指導者は、児童の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 課外部活動指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、児童の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、コミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導に努める。
- 専門的知見を有する養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における身体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- 大会やコンクール等での成績のみを重視して過度な練習を強いることがないようにし、児童の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた活動にする。

7 活動時間

<平日>

・1日の活動時間は、原則2時間程度とする。

<学校の休業日>

・1日の活動時間は、原則3時間程度とする。(練習試合、大会等は除く)

<長期休業中>

- ・基本的には、勤務時間内に活動時間を設定する。
- ・夏季休業中、気温が上がる前に活動をする場合もある。

8 休養日

<学期中>

○週あたり2日以上休養日を設ける。

- ・平日：1日以上
- ・土曜日、日曜日：1日以上

※演奏会、大会等で土曜日および日曜日に続けて活動する場合は、その振替として、次の週に休日を設定したり、前後の週の平日の練習回数を1日減らしたりして調節する。

<長期休業中>

- ・夏季休業中：1週間程度
- ・冬季休業中：1週間程度

<その他>

- ・入学式前日
- ・運動会前日、運動会、運動会振替休業日
- ・千教研船橋支会研修日・船橋市教育研究大会日
- ・夏季閉庁期間(8月14日～17日)
- ・年末年始閉庁期間(12月28日～1月3日)
- ・卒業式前日

9 保護者との連携・協力

課外クラブは、児童・指導者・保護者が三位一体となって取り組むことにより、教育活動外の活動でも、安全に、児童にとって学びの深いものになると考える。そこで、以下の事項について、保護者の理解・協力を得られるようにする。

- ・コンクール等の会場への児童引率
- ・演奏会、指導法研究会等における会場設営、運営の補助
- ・用具や楽器等の運搬
- ・学校休業日の練習や大会等での補助
- ・活動に必要な物品の購入と管理
- ・部活連絡網等の管理や指導者からの連絡の伝達
- ・必要に応じての児童の送り迎え

10 新型コロナウイルス感染症への対応について

部活動の実施にあたっては、感染防止の観点に立ち、以下の留意事項をもとに実施内容や方法を工夫する。

- ・「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける。
- ・常時換気を行い、連続した練習時間は30分以内とする。
- ・活動前後の手指消毒、手洗いを徹底する。
- ・使用した場所や器具・備品等の消毒は、「学校生活における感染症マニュアル」に準じて行う。
- ・児童の健康・安全の確保のため、教職員が常に活動状況を把握する。
- ・歌唱や管楽器の演奏を行う場合は、一定程度の距離を確保する。
- ・原則、向かい合っの歌唱は控える。

【参考】

『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』平成30年3月スポーツ庁

『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』平成30年12月船橋市教育委員会

『船橋市 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』令和2年4月船橋市教育委員会

『文化部活動実施にあたっての新型コロナウイルス感染症への対応について』

令和5年4月3日船橋市教育委員会